



就学援助の早期申請を受け付けます

令和7年度小・中学校新1年生と中学生でランチ給食月間利用を希望する人が対象

就学援助では、市内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者が、学校で必要な費用（給食費、学用品費など）の支払いに困っている際に、その費用の一部を援助しています。援助の対象となるか不明な場合でも申請することができます。

就学援助は、毎年度申請が必要です。令和6年度に申請した人でも、令和7年度に就学援助を希望する場合は、申請してください。

●早期申請の対象

- ◇市内の小・中学校に入学予定の令和7年度新1年生がいる家庭
- ◇令和7年度中学校新2・3年生で就学援助のランチ給食月間利用を令和7年4月から申請する生徒がいる家庭

※早期申請対象外の家庭や、早期申請をしなかった家庭は、4月以降に申請を受け付けます。

●就学援助の対象 次のいずれかに当てはまる家庭

- ◇生活保護の停止または廃止の措置を受けて1年以内
- ◇ひとり親家庭等で児童扶養手当

の支給を受けている

- ◇世帯全員の令和6年度の市民税所得割額の合計が基準額以下
- ※基準額については、市ホームページで確認してください。

●受付期間 令和7年1月7日(火)～2月28日(金)

※期間中に申請し認定された場合は新1年生の新入学用品費を、申請した翌月25日に支給します。その他の費目は、7月以降に支給します。(休日の場合は翌営業日)

●受付場所と時間

- ◇市役所5階 教育政策課
平日 午前8時半～午後5時
- ◇各地域行政センター(コミュニティセンター内)
毎日 午前9時～午後9時

※第3火曜日・年末年始を除く

●必要なもの

- ◇申請書(市ホームページから印刷または受付場所配布)
- ◇振込先の通帳(保護者名義)
- ◇受給資格が確認できる書類

オンライン申請を始めます

令和7年度就学援助の早期申請から、オンライン申請の受付を開始します。受付期間中であれば、いつでもインターネットで申請ができます。

●申請方法

- ◇市ホームページ内の令和7年度就学援助オンライン申請(早期申請)のリンクから申請できます。申請にはメールアドレスが必要です。

◇申請者名や児童・生徒名など申請に必要な事項を入力し、申請完了の画面まで進んでください。申請が完了した場合は、受付完了メールを送信します。

◇振込先の通帳や、受給資格が確認できる書類などの必要書類の画像は、内容が判別可能なものを添付してください。

◇令和6年度分の就学援助は、オンライン申請できません。



就学援助の早期申請について(オンライン申請のリンクがページ内にあります)

●問い合わせ先

教育政策課教育政策担当

☎(580)1902

